

第1章 「市民が主役 協働のまちづくり」

第1節 共に「はぐくむ」協働のまちづくり

【施策の背景】

私たちの社会は、人口減少が進行するとともに、地域社会においては多様化した課題が顕著になっています。このような状況の中で、協働のまちづくりを進めていくためには、地域住民や地域コミュニティ、各種団体、事業者、行政とがネットワークを構築し、共に考え、共に協働する拠点（場）づくりの取り組みが必要とされています。

本市には、これまで充実した活動を行ってきた各種団体や長い歴史の中で培ってきた地域の個性、資源が、魅力ある宝として数多くあります。これらを生かし、連携させることによって発展するまちづくりを行うためには、人づくりとお互いの地域を理解し合うことが大切です。

市民と行政が共通の目標を掲げ、それぞれの役割のもとでまちづくりを展開し、地域のニーズに合った市民生活の基盤づくりのために、大崎市流域地域自治組織のより一層の充実を図ることが必要です。

私たちの住む地域を、私たち自身の意思と責任で担っていくことを基本として、話し合う協働のまちづくり条例に基づき、市民と行政が共に「はぐくむ」協働によるまちづくりを、本市全体で構築していくことが重要となっており、その仕組みづくりが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 地域自治組織により地域が支えられている。
- 住民が地域への愛着を深め、自治を担う一員としての自覚をもち行動している。
- 市民と行政が情報を共有し、おのこの役割を分担し補完しながら、話し合いを大切にしたまちづくりが行われている。
- 市民参画の仕組みが整備され、各地域で地域リーダーが育っている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域自治組織を支援、促進するための基盤づくり
2 協働の仕組みづくり
3 市民活動拠点施設の機能や運営の整備
4 市民と行政が情報を共有できる環境の充実
5 地域コミュニティの再生、活性化に向けた交流の促進
6 人材育成のための学習機会の提供とシステムづくり

【重点対象】

- ☆地域住民
- ☆地域コミュニティ組織
- ☆各種団体
- ☆ボランティア
- ☆NPO
- ☆事業者

【関連する主な項目】

○男女が共に担うまちづくり(1章2節) ○市民の生活を支える行財政改革の推進(1章3節) ○快適に暮らせる公共交通の充実・強化(2章2節) ○地域資源を生かした地域間交流、国内・国際交流の推進(2章3節) ○自助・共助・公助に基づく防災対策の強化(2章4節) ○地域ぐるみの交通安全対策の強化(2章6節) ○地域で守る防犯対策の強化(2章7節) ○みんなで取り組む平和と人権の尊重(2章8節) ○豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実(3章2節) ○多彩な地域文化の継承・形成(3章3節) ○訪れたい観光の振興(4章4節) ○生涯を通じた健康づくりの推進(5章1節) ○充実した地域医療体制の整備(5章2節) ○安心と生きがいのある高齢福祉の充実(5章3節) ○地域で支え合う社会福祉の充実(5章4節) ○環境の変化に対応した子育て支援の充実(5章5節) ○身近に触れ合える憩いの場の整備(6章2節) ○快適な生活環境の保全・整備(6章3節) ○地球に優しい循環型社会の実現(6章4節)

第2節 男女が共に担うまちづくり

【施策の背景】

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を創造することです。本格的な少子高齢社会が進展し、人口構成が大きく変化していく中、性別にとらわれず、個性と能力を発揮する力がさらに必要不可欠になっています。

しかしながら、政治、経済、社会などの多くの分野において男女共同参画の現状はまだ十分とは言えず、男女共同参画社会基本法の制定後も課題が多い状況となっています。

また、東日本大震災後、地域力を高めていくことが必要となっており、性別にかかわらずだれもが地域社会の一員として、日ごろから支え合える環境づくりが求められています。

本市においては、男女共同参画社会の実現にいち早く取り組んできましたが、女性に対する暴力防止対策や被害者支援の緊急性、重要性が高まっていることから、相談体制の充実や一時避難体制の整備が重要となっています。

男女共同参画推進基本条例で掲げた基本理念に基づき、市民、事業者、行政が取り組むべき基本的事項を明らかにすることにより、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

【10年後の望ましい姿】

- 男女共同参画推進基本条例に基づく取り組みを実践している事業所が増えている。
- 性別にとらわれず、個性や能力を生かした活動を行っている市民が多くなっている。
- 育児休業や介護休業などを容易に取得し、市民が安心して働けるための制度が充実し、活用されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 市民、事業者、行政が一体となった男女共同参画の意識啓発と事業の推進
2 市民、事業者、行政が一体となった男女共同参画推進体制の整備
3 相談体制の充実
4 学校教育、家庭教育、地域における男女共同参画の推進

【重点対象】

- ☆市民
- ☆地域コミュニティ組織
- ☆各種団体
- ☆事業者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 未来を担う子どもたちの教育環境の充実 (3章1節)
- 豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実 (3章2節)
- 安定した就労・雇用の支援 (4章5節)
- 環境の変化に対応した子育て支援の充実 (5章5節)

第3節 市民の生活を支える行財政改革の推進

【施策の背景】

新たな時代への対応が求められる中で、行政が行うことは、市民とともに社会全体の変化にバランスよく、スピーディーに対応すること、そして的確な政策形成をすることです。さらに、地域の個性を見出し、市民のアイデアなどを生かした新たな地域の力を創造することが必要となります。

また、市民と行政の関係においては、それぞれが自立し、協働する関係へと進化しながら、パートナーシップのもとに「地域のことは地域で解決する」という意識をもち、地域活動に取り組んでいける仕組みを発展させることが重要となります。

本市は、安定した行財政基盤の確立を目指し行財政改革を進めていますが、単なる改革にとどまらず、地域生活基盤の変化に合わせ、市民と行政の役割を明確にしながら、最少の経費で最大の効果が得られるよう公共的な事業やサービスを実施、提供するためのかじ取りを行う経営体としての視点を持ち、行財政システムを常に見直ししていく必要があります。

【10年後の望ましい姿】

- 健全で安定した財政運営が行われている。
- 市民にわかりやすい行政組織になっている。
- 市民と行政の役割分担がなされ、協働による行政運営が行われている。
- 地方政府として、効率的で効果的な施策が展開されている。
- 地域の資源を生かし、自主的かつ自立した地域政策が展開されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 行政評価の活用, 行政情報の提供, 市民意見反映のシステム化
2 市民公益活動団体などへの活性化支援
3 政策形成力の向上
4 効率的で効果的な施策展開の推進(民間活力導入, 広域行政の推進など)
5 行政組織の再構築
6 地方公会計制度に基づく財務書類の活用

【重点対象】

- ☆市民
- ☆地域コミュニティ組織
- ☆各種団体
- ☆市民公益活動団体
- ☆事業者
- ☆各種研究機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり(1章1節)

第2章 「安全・安心で 交流が盛んなまちづくり」

第1節 円滑な道路環境の整備

【施策の背景】

市内の主要な市道や生活道路などは、道路の幅員や歩道の設置状況など、その整備状況はそれぞれの地域で異なっています。国道、県道などの幹線道路は、車線数の不足などにより依然として朝夕の渋滞が慢性化し、交通混雑が解消されない区間があると同時に、歩行者にとって危険な箇所も見受けられます。

また、広大な面積を有する本市域及び周辺市町村への安全で円滑な通行を確保するためには、老朽化する橋梁など道路施設の維持修繕やバイパスの整備など、地域や経済を支える道路ネットワークの確立によるアクセス向上が不可欠となっています。

今後、これらの状況の改善や整備を進め、利用者の利便性の向上を図りながら、安全・安心な道路環境の整備を進めていくことが必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 主要な目的地への所要時間が短縮され、定時性が確保されている。
- 通勤・通学時間が短縮されている。
- だれもが安心して移動できる道路になっている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容	
1	市域道路網と橋梁などの計画的な整備
2	広域的道路網の整備
3	防雪・除雪体制の強化
4	30分圏都市構想及び歩行空間のバリアフリー化の推進
5	幹線道路のネットワーク化（環状道路）及び地域連携道路の整備
6	中心部へのアクセス幹線道の整備
7	舗装修繕計画及び橋梁の長寿命化修繕計画などによる維持管理

【重点対象】

- ☆交通利用者
- ☆交通弱者
- ☆交通関係機関

【関連する主な項目】

- 快適に暮らせる公共交通の充実・強化（2章2節）
- 地域ぐるみの交通安全対策の強化（2章6節）
- 地域で支え合う社会福祉の充実（5章4節）

第2節 快適に暮らせる公共交通の充実・強化

【施策の背景】

公共交通機関の中心となる路線バスは、自家用自動車の普及により利用者が年々減少し、路線の減少が余儀なくされている現状となっています。

本市では、交通弱者の足を確保する観点から、廃止代替バスにより各地域を結ぶ広域・幹線路線を維持するとともに、地域が主体となった地域内交通などにより、市民、自動車運送事業者、行政が一体となって、市民の日常生活における交通手段を確保する必要があります。

今後も、市内及び周辺市町村を含めた交通体系を環境・経済・社会的側面から総合的な視点でとらえ、鉄道、路線バス、地域内交通など、本市に係るすべての公共交通が一体となって機能する効率的で持続可能な公共交通ネットワークを構築していくことが必要です。

また、利用者にとってわかりやすく、利用しやすい公共交通の確立に向け、公共交通施設の整備や利用環境の充実が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 公共交通を利用して各地域に移動できるようになっている。
- わかりやすく、利用しやすい公共交通ネットワークが形成されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 鉄道、路線バス、地域内交通など、本市に係るすべての公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークの構築
2 隣接市町村との連携による市域を越えた交通需要への対応
3 交通体系の改善につながる幹線・準幹線道路の整備
4 公共交通施設的环境整備
5 公共交通利用を促進するための啓発活動の推進

【重点対象】

- ☆交通弱者
- ☆来市者
- ☆自動車運送事業者
- ☆公共交通機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 円滑な道路環境の整備 (2章1節)

第3節 地域資源を生かした地域間交流, 国内・国際交流の推進

【施策の背景】

本市では、地域に根差した伝統的な祭り、イベントを市民相互の交流や連携により取り組んでおり、恵まれた交通基盤を生かして市外からも多くの人々が訪れるようになっていきます。

観光振興を目的とした地域間交流として、鉄道沿線自治体による協議会を設置し、交流人口の増加を目指した観光パンフレットの作成やイベントの開催などの事業を展開しています。

一方、「道の駅」においても、さらなる利用促進や機能強化を図るため、県内の各「道の駅」と連携しさまざまな活動を展開しています。

また、人や自然との触れ合いが重要視された体験型・交流型の新しいタイプの交流が求められていることから、本市の地域資源を最大限生かしながら、地域の活性化や交流人口の拡大を図るとともに、東日本大震災を契機に姉妹都市、友好都市などの「きずな」を強める取り組みも重要となっています。

さらに、住民が主体となって取り組む自治活動を確立するため、産業、経済、教育などのさまざまな分野において、専門性を備えた人材や地域リーダーの育成と確保を図るとともに、グローバル社会の中で国際感覚を身につけた人材の育成が必要となります。

このことから、人と人、地域と地域の交流を主眼とした人的交流をより一層推進することが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 観光客の入込数が増加している。
- 多種多様な交流の機会が増えている。
- 国際交流の機会が増えている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域リーダー、分野別専門性を備えた人材の育成
2 鉄道網を生かした地域間交流の推進
3 「道の駅」「まちの駅」「サービスエリア」の活用促進と機能強化
4 姉妹都市、友好都市や分野別交流事業の推進
5 グリーンツーリズム、エコツーリズムなどのニューツーリズム(*)の推進
6 地域に根差した伝統的な祭り、イベントの開催
7 広域観光やインバウンド(*)の推進

【重点対象】

- ☆交通利用者
- ☆姉妹都市等の市民
- ☆各種団体

【関連する主な項目】

○共に「はぐくむ」協働のまちづくり(1章1節) ○豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実(3章2節) ○多彩な地域文化の継承・形成(3章3節) ○生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの振興(3章4節) ○誇りある農業の振興(4章1節) ○新たな期待にこたえる林業の振興(4章2節) ○にぎわいのある商工業の振興(4章3節) ○訪れたい観光の振興(4章4節) ○安定した就労・雇用の支援(4章5節) ○魅力ある地域資源の活用と産業の連携(4章6節)

※ニューツーリズム…旅行先での人や自然との触れ合いが重要視された新しいタイプの観光のこと。

※インバウンド…外国人観光客の受け入れのこと。

第4節 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化

【施策の背景】

平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月の関東・東北豪雨では、本市においても想定を大きく上回る被害がありました。今後の大規模地震や異常気象がもたらす暴風、大雨による河川の増水と内水などの自然災害に対する備え、ハード整備とソフト施策の連携のためにも、市民防災力の向上、防災関係機関相互の連携、迅速な情報共有化体制の構築や広域的な相互応援体制の充実が求められています。

災害による被害を最小限にとどめるには、行政のみならず、市民自身の防災意識の高揚を図り、日ごろから環境、福祉、教育など、さまざまな地域課題に取り組める基盤を確立するとともに、非常時における人命救助、助け合いが迅速かつ確にできる地域を目指すことが必要となります。

さらに、災害時要援護者といわれる高齢者や障害者、子どもなどの安全を確保するためにも、自主防災組織、福祉関係者などによる協力体制を確立し、治安の混乱や突発的な事故、事件などから市民の生命、身体及び財産を守る取り組みが必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 災害発生時に、すべての地域に速やかに避難できる安全な場所が確保されている。
- 災害時における食料、物資の調達体制が整っている。
- 人家に及ぼす危険箇所の周知が図られ、安全対策が講じられている。
- 災害時における自主防災組織の活動体制ができている。
- 放射能対策の実施により、安全・安心な生活が確保されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域防災計画、国民保護計画に基づく平素からの備えの重要性の周知
2 浸水、土砂崩れなどの危険箇所の整備と周知による被災の軽減化
3 移動可能な排水ポンプ車の配備、活用による緊急排水等の浸水対策の推進
4 防災行政無線や気象観測システムの活用による情報共有化
5 災害時における避難路、避難所、避難場所などの整備による安全確保
6 自主防災組織における防災意識の高揚と初期対応技術の向上
7 災害時における自治体間・相互応援協定や民間との災害支援協定などの締結
8 市民の放射能に対する不安の解消に向けた事業の実施

【重点対象】

- ☆自主防災組織
- ☆防災関係機関
- ☆災害時要援護者
- ☆事業所

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 機動的な消防・救急体制の充実 (2章5節)
- 新たな期待にこたえる林業の振興 (4章2節)
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実 (5章3節)
- 地域で支え合う社会福祉の充実 (5章4節)
- 身近に触れ合える憩いの場の整備 (6章2節)
- 快適な生活環境の保全・整備 (6章3節)

第5節 機動的な消防・救急体制の充実

【施策の背景】

火災の発生原因は、年々多様化、複雑化する傾向にあり、こうした状況に対処するためには、予防消防の啓発に努め、消防力強化を図っていくことが必要です。

地域の防火、防災の役割を担う消防団員については、充足率が課題となっており、若年層や女性消防団員についても加入促進を図る必要があります。

また、初期消火活動のより一層の迅速化、安全化を図るため、消防ポンプ置き場の整備や小型動力ポンプ付き積載車の配備、団員の装備品の充実などを計画的に進めることが必要です。

事故や災害、急病などから市民の命を守る救急・救助体制については、年々出動件数が増加する傾向にあるため、消防本部において必要な車両及び資機材の充実や隊員の育成、医療機関との連携強化を一体となって進める必要があります。

また、市民が発症した際の初期の応急処置が重要なことから、応急手当てや普通救命講習、さらにはAED（自動体外式除細動器）を活用した救命技術や知識の普及啓発が必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 火災発生件数が減少している。
- 市民の救命に対する意識が高まり、救命効果の向上が図られている。
- 消防団に若年層や女性消防団員の加入が増加している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 防災の施設、装備の拡充及び地域防火、防災の減災対策の推進
2 消防関係機関などによる火災予防啓発の推進
3 市民、事業所などを対象に救急救命講習の普及活動の推進
4 消防関係団体の育成、確保

【重点対象】

- ☆市民
- ☆事業所
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化（2章4節）
- 充実した地域医療体制の整備（5章2節）

第6節 地域ぐるみの交通安全対策の強化

【施策の背景】

本市の交通事故発生件数は減少傾向にある一方で、道路交通法の罰則強化が図られてもなお飲酒運転などの悪質な運転による悲惨な事故が後を絶たず、加えて高齢運転者による交通事故も年々増加している状況です。

これらの原因は、自転車利用者を含めた運転者の交通モラルの欠如や、交通安全意識の希薄化、さらには高齢運転者の安全不確認などが起因しており、その対策を早急に講ずることが必要です。

また、交通弱者である幼児や高齢者、障害者を交通事故から守るためには、交通安全教室をより一層充実させるとともに、その他の世代も含めた体系的な交通安全教育を進めていかなければなりません。

そのためには、関係機関や団体、家庭、学校、事業者などが協働し、地域ぐるみで交通安全に取り組む必要があります。

さらに、交通安全施設の総点検や計画的な整備及び歩行空間も含めた道路交通環境の整備を促進し、市民の安全性の確保や安心感の向上に積極的に取り組むことが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 交通事故発生件数が大幅に減少している。
- 交通死亡事故がゼロとなっている。
- 飲酒、酒気帯び運転がゼロとなっている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 交通安全教室の充実及び地域社会との協働による交通安全意識の啓発運動の推進
2 警察や交通安全関係機関、団体などとの連携
3 交通安全施設や道路などの交通環境の整備促進

【重点対象】

- ☆交通弱者
- ☆児童生徒
- ☆関係機関
- ☆運転者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 円滑な道路環境の整備 (2章1節)
- 未来を担う子どもたちの教育環境の充実 (3章1節)

第7節 地域で守る防犯対策の強化

【施策の背景】

近年、子どもや高齢者を狙った卑劣な犯罪の増加や凶悪化が、大きな社会問題となっています。

一方で、本市においては、犯罪発生件数は減少の傾向にありますが、子どもに対する不審な行為の発生は後を絶ちません。

消費生活においても、情報化社会の進展に伴い、生活の利便性が向上した半面、振り込め詐欺や悪質商法などの新手のトラブルが発生しています。安全で安心な暮らしを守るために、国、県、警察、金融機関などと連携し情報を共有しながら、相談体制の充実を図るとともに、消費者の行動、意識の向上に向けた取り組みが必要となっています。

また、急激な社会環境の変化は、地域社会における犯罪抑止力を低下させています。このことから、真に安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを実現するためには、「自分の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」を基本に、警察や防犯関係機関、団体、学校、家庭など、地域ぐるみによる一体化した地域防犯体制の確立が必要となります。

さらに、犯罪の未然防止や通行の安全確保を図るための防犯灯設置、消費者トラブルを未然に防止する体制の構築など、市民意識の高揚を図りながら、安全性の確保や安心感の向上に積極的に取り組むことが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 子どもに対する不審な行為が減少している。
- 犯罪発生件数が大幅に減少している。
- 消費生活トラブルが減少している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 協働による地域防犯体制の確立
2 防犯実働隊の育成支援
3 消費者対策窓口の充実
4 防犯意識の普及啓発

【重点対象】

- ☆市民
- ☆地域コミュニティ組織
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 未来を担う子どもたちの教育環境の充実 (3章1節)
- 豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実 (3章2節)

第8節 みんなで取り組む平和と人権の尊重

【施策の背景】

戦後70年以上が経過し、原爆や戦争の悲劇を語り継ぐ世代が少なくなっている一方、世界各地では紛争が絶えず、戦争やテロ行為で尊い命が奪われ、核の保有、配備など、その脅威は今なお続いています。

また、平和の根幹である人権についても、性別、障害者、高齢者、子ども、国籍、インターネット上での心ない書き込みといった人権侵害にかかわるものなど、さまざまな形で問題が存在しており、国際化の進展などによる社会の多様化の中で、市民一人一人の人権意識の向上が求められています。

本市では、市民一人一人が、過去の教訓に学び、これからも平和の尊さを認識し、風化させることのないよう、平和意識の普及啓発活動を行うとともに、お互いの人権を尊重し認め合う社会づくりを市民と一体となって進めていくことが重要となっています。

【10年後の望ましい姿】

- 平和に対する認識度が高まっている。
- 各種平和活動が活発化している。
- だれもが等しく尊重され、差別のない社会になっている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 平和意識を高めるためのイベントの推進
2 平和啓発活動の推進
3 人権啓発活動の推進
4 人権相談体制の充実

【重点対象】

- ☆市民
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実 (3章2節)
- 環境の変化に対応した子育て支援の充実 (5章5節)

第3章 「地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり」

第1節 未来を担う子どもたちの教育環境の充実

【施策の背景】

本市の幼稚園や小中学校では、地域の特色を生かした教育に取り組み、学習意欲を高め、個性を伸ばし、確かな学力と豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力を培う教育を推進しています。

一方、不登校、いじめなどの問題解決のため、相談体制の充実とあわせ小中学校と家庭、地域が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりが求められています。

また、児童生徒数が年々減少している中、市街地中心部に集中する傾向もあることから、子どもたちの教育環境の充実のための通学区域再編の検討により、学校規模の標準化を図る必要があることに加え、大学などとの連携も含めた高等教育の学習機会の充実も求められています。

さらに、老朽化施設の計画的な改修とともに、災害時の避難施設としてより安全な環境の整備が求められています。

学校給食については、地域ごとに特色ある運営を行っていますが、栄養バランス、食習慣の向上を目指した食育を推進し、地産地消にも取り組んでいくことが必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 児童生徒の学力が向上している。
- 少年非行、少年犯罪、不登校やいじめ問題が減少している。
- 特別支援教育などが充実し、だれもが等しく学べる環境が整っている。
- 標準的な規模(※)の学校が増加している。
- 安全・安心な教育環境が維持され、避難所としての機能が整備されている。
- 食育と連携した地場産食材の活用が推進されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 スポーツと音楽を通じた「心」の教育の充実
2 生きる力を培う教育の推進
3 志教育の推進
4 教育相談、特別支援教育などの充実強化
5 教員補助員やスクールカウンセラーの増員などの環境整備
6 標準的な規模(※)に応じた学校再編による教育環境の整備や給食施設の整備
7 大規模改造事業とあわせた避難所機能の整備

【重点対象】

- ☆児童生徒及び保護者
- ☆地域住民

【関連する主な項目】

- 男女が共に担うまちづくり (1章2節)
- 地域ぐるみの交通安全対策の強化 (2章6節)
- 地域で守る防犯対策の強化 (2章7節)
- 誇りある農業の振興 (4章1節)
- 生涯を通じた健康づくりの推進 (5章1節)
- 環境の変化に対応した子育て支援の充実 (5章5節)

※標準的な規模…国及び県が示す小学校、中学校における学級数基準のこと。標準的規模の基準として、小学校においては12学級以上、中学校においては9学級以上が望ましいとされている。

第2節 豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実

【施策の背景】

市民だれもが生涯を通して学ぶことができるよう各種講座を開催していますが、近年の多様化、高度化する学習ニーズに対し、市民、地域、団体及び行政の連携、協働が重要になっています。

また、地域資源の活用や青年層を含む地域を担う人材の育成など、地方創生に向けた生涯学習の役割が大きく見直されており、趣味、教養の向上を目的とした講座に加え、より地域に根差した学習の展開が求められています。あわせて、本市全体の生涯学習及びまちづくりの一体的な推進のため、地区公民館の地域運営に対する継続的な支援も必要となっています。

市民の主体的な学習活動を多方面から支え、自己実現を社会貢献につなげるための環境整備が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 心豊かで積極的に社会参加する市民が増えている。
- 学習活動を多方面から支える仕組みが整備され、課題解決に向けて市民が主体的に学習に取り組んでいる。
- 地域の子どもの地域全体で支え育てる機運が高まり、地域への愛着が増している。
- 生涯学習施設が充実し、多くの市民の学びと交流の場となっている。
- 市民と行政の協働による地域の個性を生かしたまちづくりが展開されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 生涯学習推進体制の充実
2 市民の学習ニーズに応じた学習機会の充実
3 総合的な健全育成運動の取り組み及び家庭教育相談、青少年相談体制の充実
4 学校、家庭、地域、企業、NPOの連携による協働教育の推進
5 図書館などの社会教育施設の充実とネットワーク化の促進
6 生涯学習拠点施設の整備
7 地域課題の掘り下げやまちづくりを担う人材育成への支援

【重点対象】

- ☆市民
- ☆社会教育関係団体(社会教育団体、地域、まちづくり団体など)

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり(1章1節)
- 男女が共に担うまちづくり(1章2節)
- 地域資源を生かした地域間交流、国内・国際交流の推進(2章3節)
- 地域で守る防犯対策の強化(2章7節)
- みんなで取り組む平和と人権の尊重(2章8節)
- 生涯を通じた健康づくりの推進(5章1節)
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実(5章3節)
- 豊かな自然環境の保全(6章1節)
- 地球に優しい循環型社会の実現(6章4節)

第3節 多彩な地域文化の継承・形成

【施策の背景】

本市には、先人たちが私たちに伝えてくれた個性あふれる文化、芸術や他に誇れる数多くの文化財が存在しており、その保存、継承が課題となっています。

そのため、市民の郷土への理解と愛着をはぐくみながら、伝統文化の後継者育成と指導者の確保とともに、後世へ継承する必要があります。

また、魅力あふれる文化、芸術に触れる機会の提供を図り、さまざまな文化団体の育成支援に努め、薫り高い新たな文化を創造することが必要となります。

さらに、歴史的財産である文化財については、市民と行政が協働で保護に努め、文化財を積極的に活用していくことが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 郷土の歴史、文化を理解し、愛着がはぐくまれている。
- 文化、芸術、文化財が地域の宝として認識され、保存、継承されている。
- 文化団体の活動が活発になり、文化活動に携わる人が増えている。
- 新たな文化が芽生えている。
- 文化財の展示、公開が積極的に行われている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 文化団体への自主自立活動支援
2 伝統文化などの後継者育成強化、継承
3 文化財に関する学習機会の提供
4 文化財の保存調査の実施
5 地域の歴史や伝統文化を情報発信する拠点の整備
6 史跡などの管理と保存整備の推進
7 社会教育施設と文化施設、文化団体のネットワークの構築
8 文化芸術鑑賞事業の展開
9 音楽が聞こえる都市(まち)づくりの推進

【重点対象】

- ☆市民
- ☆文化団体(文化協会、文化財保護団体、文化財愛護団体、文化創作団体など)
- ☆文化財所有者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり(1章1節)
- 地域資源を生かした地域間交流、国内・国際交流の推進(2章3節)
- 訪れたい観光の振興(4章4節)

第4節 生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの振興

【施策の背景】

市民の「だれもが」各自の体力や年齢、技術、興味、目的に応じて「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みが重要となっています。

さらに、市民のスポーツへの価値観が多様化し、従来の競技スポーツに加え、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくり、地域コミュニティの形成、レジャー、レクリエーションなど、さまざまな方面からスポーツへの期待が高まっています。このことから、体育協会やスポーツ少年団などへの支援、スポーツ推進委員などのスポーツ指導者の養成、体育施設の充実が求められています。

また、大学、企業や宿泊施設と連携を図りながら、各種競技の大会やスポーツイベントを積極的に誘致し、多くの市民がスポーツを見て楽しみ、さらにそれら大会を支える環境の整備を進めることが必要です。

【10年後の望ましい姿】

- 総合型地域スポーツクラブが拡充されている。
- スポーツ指導体制が充実している。
- 生涯スポーツ団体、組織が強化されている。
- 各種スポーツ大会の開催による交流が図られている。
- 魅力あるスポーツ空間が確保されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 総合型地域スポーツクラブへの活動支援
2 スポーツ推進委員などのスポーツ指導者の育成及び資質の向上
3 体育協会、スポーツ少年団などの組織強化
4 競技者の育成、強化
5 体育施設の整備、改修
6 各種競技スポーツ大会などの誘致、スポーツ交流の促進

【重点対象】

- ☆市民
- ☆スポーツ・レクリエーション団体（体育協会、スポーツ少年団など）

【関連する主な項目】

- 地域資源を生かした地域間交流、国内・国際交流の推進（2章3節）
- 生涯を通じた健康づくりの推進（5章1節）

第4章 「活力あふれる 産業のまちづくり」

第1節 誇りある農業の振興

【施策の背景】

本市は、古来営まれてきた稲作を中心とした農業を基幹産業としています。

しかし、東日本大震災により農業生産施設などが甚大な被害を受け、また原発事故による放射能被害が農作物の安全性について市民に不安を与えています。さらには、T P P参加の実現、農家の減少や農村の過疎化及び慢性的な高齢化である状況を考えると、本市の農業を取り巻く環境がさらに厳しさを増すこととなり、その対策が急務と考えます。

このような状況の中で、本市の農業が発展していくためには、農地中間管理機構を活用した農地の集積を推進し、地域農業の担い手の育成と農業の生産基盤や地域内で連携した農村の生活環境を整備することによる農業経営の基盤強化を図る必要があります。

また、農業、商業、工業が連携することにより、地場産農畜産物を活用した特色のある商品開発や、消費者のニーズにこたえる安全・安心で高付加価値の農畜産物の生産による「大崎ブランド」の確立、地産地消の推進、さらには環境に配慮した農業への取り組みが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 優良な農地の確保や担い手への集積が進み、効率的で安定的な経営が展開されている。
- 経営感覚をもった意欲ある担い手や後継者が育成されている。
- 消費者視点のマーケットイン（※）を基本にした農業が展開されている。
- 環境に配慮した農業、地産地消運動が展開されている。
- 農業生産基盤、農村生活環境の整備が促進されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 農業の担い手や後継者の育成支援
2 需要を意識した水田農業、園芸、畜産などの振興
3 環境に配慮した安全・安心な農産物の生産、販売
4 地産地消と食農教育の推進
5 農業生産基盤、農村生活環境の整備促進

【重点対象】

- ☆消費者
- ☆農業者
- ☆ JA、土地改良区
- ☆商工業者
- ☆来市者
- ☆仕入れ卸し業者

【関連する主な項目】

- 地域資源を生かした地域間交流、国内・国際交流の推進（2章3節）
- 未来を担う子どもたちの教育環境の充実（3章1節）
- 安定した就労・雇用の支援（4章5節）
- 魅力ある地域資源の活用と産業の連携（4章6節）
- 豊かな自然環境の保全（6章1節）

※マーケットイン…消費者（実需者）の視点、ニーズを重視すること。

第2節 新たな期待にこたえる林業の振興

【施策の背景】

本市は、広大な森林を有し、面積は約430km²で総面積の約54%となっています。

治山治水、水源かん養、自然環境の保全、保健休養、観光資源など、森林のもつ多面的機能は、資源として大きな可能性を秘めていますが、林業の採算性低下による就労者の減少と高齢化が進行し、施業放棄の増加により計画的な森林整備が重要となっています。

近年は、森林環境に対する関心やボランティア活動への理解が高まってきており、さまざまな活動を通じて体験型交流や他産業との連携による林業振興など、林業の再生に向けた取り組みが期待されています。このため、地場材の流域内地産地消の推進や付加価値をつけた林業の振興、未利用木質資源となる木質バイオマスのさらなる活用など、環境に優しい循環型社会への取り組みが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 計画的に森林が整備され、森林のもつ多面的機能が保全されている。
- 森林施業の効率性が向上している。
- 林業の担い手が確保、育成されている。
- 地域の特色を生かした取り組みが活性化し、地域資源の活用が図られている。
- 環境教育や観光など多方面での森林の利用が図られ、森林が市民に身近なものとなっている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 低コストで効率的な間伐の推進
2 林業労働力の確保と担い手組織・人材育成の推進
3 多方面での木材利用の推進
4 放射能被害による林産物の安全性確保の推進
5 市民参加型の協働の森づくりの推進
6 森林資源の活用の推進
7 森林病虫害など防除対策の推進

【重点対象】

- ☆消費者
- ☆林業者
- ☆森林組合
- ☆木材生産業者
- ☆建築業者、建設業者
- ☆流通・販売・加工業者

【関連する主な項目】

- 地域資源を生かした地域間交流, 国内・国際交流の推進 (2章3節)
- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化 (2章4節)
- 魅力ある地域資源の活用と産業の連携 (4章6節)
- 豊かな自然環境の保全 (6章1節)

第3節 にぎわいのある商工業の振興

【施策の背景】

本市の商工業においては、東日本大震災による店舗、事業所、工場などの事業施設の復旧、再建は進められた一方で、中心市街地では更地が目立ち空洞化が加速しています。さらに、円高に係る製造拠点の海外移転が地域経済に大きな影響を与え、企業の撤退や事業規模の縮小、取引の減少などによる地域経済の縮小が懸念されています。

そこで、中心市街地や地域商店街について、オフィスとしての活用も見据えた空き店舗対策の検討やイベント開催の支援を行い、商店街の集客力の向上を図り、にぎわいを取り戻す必要があります。

また、自動車関連企業の市内への進出や事業規模の拡大などとともに、地場企業の自動車関連産業への参入も進みつつあることから、企業誘致とともに地場企業の自動車関連産業を中心とした異業種への参入を支援することにより、地域経済の活性化を図ることが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 雇用の場が拡大し、安定した雇用が維持されている。
- 地域経済を支える商工業が活性化している。
- 集客力が高まり、商店街がにぎわっている。
- 起業、創業しやすい環境が整っている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 自動車関連産業などの新たな企業誘致の促進
2 商工関係団体との連携による商工業の活性化支援
3 商業後継者、創業者の育成支援
4 既存企業や創業者などへの支援制度の充実

【重点対象】

- ☆消費者
- ☆就業者
- ☆商工業経営者
- ☆商工会議所、商工会
- ☆教育・研究機関

【関連する主な項目】

- 地域資源を生かした地域間交流、国内・国際交流の推進(2章3節)
- 訪れたい観光の振興(4章4節)
- 安定した就労・雇用の支援(4章5節)
- 魅力ある地域資源の活用と産業の連携(4章6節)
- 快適な生活環境の保全・整備(6章3節)

第4節 訪れたいくなる観光の振興

【施策の背景】

本市は、魅力ある観光資源を豊富に有しており、平成27年の市町村別観光客入込数、宿泊客数はともに仙台市に次いで第2位と県内有数の観光圏の中核を担っています。今後も、これまで以上に経済波及効果が高い「観光」という分野において、観光資源を有効活用し、多様化する旅行者のニーズに柔軟に対応していくことが重要となります。

また、これからの観光振興は、地域はもとより広域的にあらゆる産業と連携し、付加価値を高めるとともに、観光事業者はもちろんのこと、地域が一体となって「おもてなし」のスキルを高め、観光客の満足度向上につなげることが必要となっています。そのためにも、地域提案型の魅力ある旅行商品を開発し、情報発信の一元化が急務となっています。

さらには、地域特有の歴史や文化を楽しむ「体験型観光」に積極的に取り組み、交流人口の拡大に努めることが欠かせないものとなっています。

【10年後の望ましい姿】

- 国内外から訪れる観光客が増加し、商店街などへの経済効果が波及している。
- 鳴子温泉郷を中心に各地域の魅力、知名度が高まっている。
- 自然や温泉、食といった観光資源の魅力が向上し、広域及び一次産業からサービス業に至る、あらゆる産業との連携が図られている。
- 体験型・滞在型観光による交流人口が増加し、二地域居住の人口が増えている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 観光資源の商品化と情報発信力の強化
2 鳴子温泉郷を中心とした観光環境の整備
3 祭り、イベントなどを通じた交流人口の拡大
4 文化や資源を活用した新たな魅力の創出
5 観光関連産業団体との連携強化

【重点対象】

- ☆観光客
- ☆観光業経営者
- ☆旅客業者、旅行代理店
- ☆市民

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 地域資源を生かした地域間交流, 国内・国際交流の推進 (2章3節)
- 多彩な地域文化の継承・形成 (3章3節)
- にぎわいのある商工業の振興 (4章3節)
- 魅力ある地域資源の活用と産業の連携 (4章6節)
- 豊かな自然環境の保全 (6章1節)

第5節 安定した就労・雇用の支援

【施策の背景】

景気は緩やかな回復傾向とは言われるものの依然として厳しい状況にあり、円高に係る製造拠点の海外移転が地域経済に大きな影響を与えています。

また、近年の大崎地域の有効求人倍率は1.00倍を超える状況が続いているものの、職種によっては求人数に求職者数が満たないという雇用のミスマッチも顕在化しています。

市民が将来も本市で安心して生活し続けていくためには、安定した雇用環境づくりが最も重要となります。そのためには、関係機関や企業と連携し、求職者のニーズにこたえられる新たな就労機会の創出による雇用拡大と労働環境の向上を進めることにより、魅力ある雇用環境をつくり出すことが必要となります。

また、技術革新や社会経済環境に対応した労働教育を推進するとともに、新規就業者や後継者に対する研修・支援制度の拡充、離職者への就労支援、さらには本市に居住する人だけでなく、UIJターン（※）希望者を生み出す、移住、定住促進につながる新たな就労機会の創設や就労支援が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 雇用が拡大し、安定した就労環境が確保されている。
- 働きやすい雇用環境が確保されている。
- 就労するための技術習得や支援体制が充実している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容	
1	関係機関、企業、NPO などとの連携による就労・雇用支援
2	新たな就労機会の創出
3	新規就業者、後継者、離職者などへの就労支援

【重点対象】

- ☆農林業者、商工業者、
観光業者
- ☆農林業・商工・観光団体
- ☆就労希望者
- ☆高齢者
- ☆障害者

【関連する主な項目】

- 男女が共に担うまちづくり（1章2節）
- 地域資源を生かした地域間交流、国内・国際交流の推進（2章3節）
- 誇りある農業の振興（4章1節）
- にぎわいのある商工業の振興（4章3節）
- 魅力ある地域資源の活用と産業の連携（4章6節）
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実（5章3節）
- 地域で支え合う社会福祉の充実（5章4節）
- 環境の変化に対応した子育て支援の充実（5章5節）

※UIJターン…大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態のこと。

第6節 魅力ある地域資源の活用と産業の連携

【施策の背景】

本市には、観光や自然資源、歴史や文化、特産品、人材、技術などの多様な地域資源が存在しています。このような本市の特性を生かして産業の活性化を図るとともに、大崎市としての魅力あるイメージをつくり、効果的なシティプロモーションを展開し、大崎ブランドを確立することが求められています。

産業の活性化を図るためには、地域ごとの特色を生かした産業として、産業間の連携や6次産業化により内発型産業を創造し、本市独自の魅力を高める取り組みとすることが必要となります。また、豊富な地域資源を有機的に結びつけることによる新商品、新技術などの開発や、新たなニーズに対する新分野への挑戦を支援するため、企業間や産学官金労言(※)の連携により、新しい産業創造への取り組みを推進することも必要となります。あわせて、事業にチャレンジする創業者を支援し、次代の産業の担い手となる人材を育成する必要があります。

さらに、本市に存在する豊富な再生可能エネルギーの導入を推進することにより、地域の活性化及び地域経済への貢献の促進に寄与することが期待されています。

そして、これらの地域資源を魅力ある地域イメージとともに、市を上げて戦略的に市内外へ発信していくことが必要です。

【10年後の望ましい姿】

- 農商工連携や6次産業化の推進により、内発型産業が創造されている。
- 農産物などを活用した加工品、特産品が開発されている。
- 企業間、産学官金労言(※)の連携により、新しい産業が創造されている。
- 地域産業を担う人材が育成されている。
- 再生可能エネルギーによる地域の活性化、地域経済への貢献が図られている。
- 地域資源の特徴を生かした地域ブランドの確立により、地域経済が活性化している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 おおさき産業推進機構による新産業の創造支援
2 地域資源を活用した内発型産業創造の推進
3 創業支援の強化と人材育成
4 再生可能エネルギー導入による地域の活性化
5 地域ブランドの確立によるシティプロモーションの推進

【重点対象】

- ☆農林業者、商工業者、
観光業者
- ☆農林業、商工、観光団体
- ☆事業者
- ☆研究機関

【関連する主な項目】

- 地域資源を生かした地域間交流、国内・国際交流の推進(2章3節)
- 誇りある農業の振興(4章1節)
- 新たな期待にこたえる林業の振興(4章2節)
- にぎわいのある商工業の振興(4章3節)
- 訪れたい観光の振興(4章4節)
- 安定した就労・雇用の支援(4章5節)

※産学官金労言…産業界、大学、行政、金融機関、労働団体、言論界のこと。

第5章 「地域で支え合い 健康で元気なまちづくり」

第1節 生涯を通じた健康づくりの推進

【施策の背景】

少子高齢社会の進展とあわせ、生活習慣の変化を原因とする高血圧、糖尿病、がん、心疾患などの増加は、医療費の増大にもつながる問題となっています。生活習慣や社会環境の改善は極めて重要な課題です。

生涯を通じて健康で心豊かな生活を送り、生活の質の向上を図るためには、乳幼児期からの健康づくりが大切であり、市民一人一人が心と体の健康維持と増進に取り組み、生活習慣病などの予防に努めることが重要です。

そのためには、保健、医療、福祉などの関係機関や団体、家庭、職場、学校、地域などとの協働による健康づくりや疾病予防に積極的に取り組むことが必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 生活習慣病や要介護状態になる人の割合が減少し、健康寿命が延伸している。
- 主体的に健康づくりに取り組む人が増えている。
- ソーシャルキャピタル（※）の醸成を図り、地域ぐるみで健康づくりに取り組んでいる。
- 健康づくりを推進していくためのネットワークが充実している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 年齢や身体状況に応じた健康づくりの推進
2 疾病予防の推進
3 健康に暮らせる協働の体制づくり
4 市民健康調査やデータヘルス（※）などを活用した健康づくりの推進

【重点対象】

☆妊産婦
 ☆乳幼児
 ☆小中学生、高校生～20代
 ☆成人
 ☆高齢者
 ☆保健推進員、食生活改善推進員などの健康づくり地区組織団体

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり（1章1節）
- 未来を担う子どもたちの教育環境の充実（3章1節）
- 豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実（3章2節）
- 生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの振興（3章4節）
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実（5章3節）
- 地域で支え合う社会福祉の充実（5章4節）
- 環境の変化に対応した子育て支援の充実（5章5節）

※ソーシャルキャピタル…社会、地域における人々の信頼関係や結びつきのこと。

※データヘルス…レセプト等のデータ分析に基づいて、PDCA（78ページ注釈参照）サイクルに沿って行う保健事業のこと。

第2節 充実した地域医療体制の整備

【施策の背景】

健康で豊かな生活を送るためには、市民一人一人が健康づくりに努めるとともに、安心して医療を受けることができる環境が必要となります。

本市では、医師会、歯科医師会、県との連携、協力のもとに、休日や平日夜間の診療体制の確保など、安全で安心な医療環境の整備に取り組んでいます。また、市民病院本院は、県北の高度及び急性期医療を担う基幹病院として、安全・安心で良質な医療を提供できる体制づくりに努めています。

一方で、地域に不足している医療機能への対応や救急医療体制の充実、保健、福祉、介護と連携し一貫したサービスの提供など、医療に対するニーズは多様であるため、地域の医療機関が連携し医療サービスのなお一層の充実を図っていく必要があります。

病院事業については、医療制度改革など、社会環境の変化に対応できる経営基盤の確立と機能の充実が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 市域内で完結する医療提供体制が充実している。
- 救急医療体制が充実している。
- 災害医療体制が充実している。
- 病院事業の経営基盤が確立され、安定した運営が行われている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 医療機関相互の連携強化と機能分担
2 救急医療体制の充実
3 災害医療体制の機能強化
4 医療機能の充実強化と経営の安定化

【重点対象】

- ☆病院利用者
- ☆医療関係者
- ☆医師会
- ☆歯科医師会
- ☆薬剤師会
- ☆地域医療機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 機動的な消防・救急体制の充実 (2章5節)
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実 (5章3節)
- 地域で支え合う社会福祉の充実 (5章4節)

第3節 安心と生きがいのある高齢福祉の充実

【施策の背景】

本市の高齢化率は上昇を続けており、今後もその傾向は続く見込まれています。このような状況の中で、ひとり暮らしなどの高齢者世帯は、ますます増加するとともに、家族と同居していても日中はひとりになる高齢者が増加し、家庭における「見守り」や「介護力」の低下が懸念されます。

近所つき合いの希薄化などにより地域のきずなも弱まっており、これまで以上に高齢者を地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

また、重度な介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援、サービスの提供体制の構築が重要となっています。

今後は、地域の実情に応じ、住民などの多様な主体が参画することで、さまざまなサービスを充実させ、地域での支援体制のもと、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行っていくことがこれまで以上に求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 介護を必要とする高齢者が必要なときに必要とする量の介護サービスを適切に利用できている。
- 住みなれた環境で自立した生活を送っている高齢者の割合が高まっている。
- 就労や社会活動、生涯学習活動を行っている高齢者の割合が高まっている。
- 高齢者を地域全体で支える仕組みが構築され、高齢者が安心して生活できている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域支援事業の推進
2 介護サービスの充実
3 生きがいづくり活動の推進
4 地域包括ケアシステムなどの推進

【重点対象】

- ☆高齢者
- ☆要介護認定者
- ☆介護保険事業者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化 (2章4節)
- 豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実 (3章2節)
- 安定した就労・雇用の支援 (4章5節)
- 生涯を通じた健康づくりの推進 (5章1節)
- 充実した地域医療体制の整備 (5章2節)
- 地域で支え合う社会福祉の充実 (5章4節)

第4節 地域で支え合う社会福祉の充実

【施策の背景】

家庭や地域の相互扶助機能が弱まったことや地域のきずなが薄れつつあることから、日常生活を送る上で支援を必要とする社会的に弱い立場の人を取り巻く環境は、大きく変化しています。

地域で暮らす市民がお互いに助け合い、だれもが安心して生活するには、住民相互の理解と協働、地域のボランティアなどの社会資源を活用した総合的な福祉サービスが必要となります。

さらに、障害をもつ人が住みなれた地域で自立した生活を送れるように、障害の特性やニーズに応じた支援体制の構築が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 地域ボランティアなどが組織的に形成され、参加する人が増えている。
- ノーマライゼーション（※）の理念が浸透し、思いやりのある住民が増えている。
- 自立した生活を送っている人の割合が増えている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域で相互に支え合う仕組みづくりの推進
2 地域社会福祉施策の充実
3 地域ボランティア及びコーディネーターの育成支援
4 障害者への自立支援
5 低所得者への自立支援

【重点対象】

- ☆高齢者
- ☆障害者
- ☆子どもを抱える家族
- ☆低所得者
- ☆地域コミュニティ

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり（1章1節）
- 円滑な道路環境の整備（2章1節）
- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化（2章4節）
- 安定した就労・雇用の支援（4章5節）
- 生涯を通じた健康づくりの推進（5章1節）
- 充実した地域医療体制の整備（5章2節）
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実（5章3節）

※ノーマライゼーション…障害者にすべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目的に社会福祉を進めること。

第5節 環境の変化に対応した子育て支援の充実

【施策の背景】

結婚や育児に対する考え方の多様化, 核家族化の進展, 女性の就業率の向上など, さまざまな要因が複雑に交錯して少子化が進む中, 子どもを取り巻く環境は大きく変化し, 家庭や地域における「子育て力」も低下しています。

また, 子育てに伴う経済的な負担感や仕事と育児の両立に悩む親も多いことなどが, 少子社会に拍車をかけている要因と考えられます。社会全体のきずなが薄れつつある中, 育児を行う親の孤立感, 不安感が子どもに及ぼす影響は大きく, 児童虐待という社会問題にもつながっていきます。

子どもの健やかな成長は, 家族だけでなく社会全体の願いであることから, 地域や職場, 学校, 行政などが連携して, 子どもを産み育てやすい環境づくり, 子どもが健全に育つための地域社会づくりに努めていくことが重要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 子どもが心身ともに健やかに育つ環境, 体制になっている。
- 働きながらでも安心して子育てができる環境になっている。
- 地域における子育て支援力が増している。
- 子育てへの不安が解消され, 安心して子育てしている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 子どもが健全に育つための地域社会づくり
2 安心して産み育てられる子育て環境の整備
3 相談機能の強化
4 児童虐待防止対策の充実

【重点対象】

- ☆子ども
- ☆保護者
- ☆子どもを抱える家族
- ☆地域コミュニティ組織
- ☆各種団体
- ☆事業者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 男女が共に担うまちづくり (1章2節)
- みんなで取り組む平和と人権の尊重 (2章8節)
- 未来を担う子どもたちの教育環境の充実 (3章1節)
- 安定した就労・雇用の支援 (4章5節)
- 生涯を通じた健康づくりの推進 (5章1節)

第6章 「自然と共生し 環境に配慮したまちづくり」

第1節 豊かな自然環境の保全

【施策の背景】

本市は、東西約80kmに及び細長い形状を有し、江合川や鳴瀬川などの多くの河川が動脈のように流れ、大崎耕土を潤し、豊かな自然に恵まれています。また、ラムサール条約に登録された^{かぶくりぬま}蕪栗沼・周辺水田や化女沼、奥羽山脈のふもとに位置し自然が多く残る鳴子温泉郷などで、身近に自然環境を体感することができます。

これらの自然豊かな環境を守るために、NPO やボランティア、都市住民、企業による伐採跡地への植林支援や、市民による水田などの生きもの調査、ごみの不法投棄防止対策など、多くの取り組みが行われています。

この豊かな自然環境を次世代へ継承していくためには、これまでの環境破壊の事例を生かし、市民一人一人が自然との共生意識を高め、自然環境保全意識の醸成を図り、森林や農地、河川や湖沼などの環境保全に向けた取り組みを私たちの責任として行っていくことが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 豊かな自然環境を体感することができる。
- ラムサール条約湿地やシナイモツゴの生息するため池など、特定外来種の駆除が進み、豊かな生物多様性が保全されている。
- 保水性の高い広葉樹林が保全されている。
- 山間部や河川、湖沼などの自然形成が維持されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 山や川、湖沼、水田といった地域の特色を生かし、身近な自然を活用した環境教育や多様な交流事業の実施と自然環境保全活動の支援拠点づくり
2 NPO やボランティアなどとの協働による豊かな環境を守る諸活動の実施
3 罰則規定を含む環境保全に関する条例などの制定
4 県、警察などの関係機関や監視員との連携による不法投棄防止等対策の強化

【重点対象】

- ☆市民
- ☆北上川及び鳴瀬川水系の沿岸自治体や農林業・漁業団体
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実 (3章2節)
- 誇りある農業の振興 (4章1節)
- 新たな期待にこたえる林業の振興 (4章2節)
- 訪れたくなる観光の振興 (4章4節)

第2節 身近に触れ合える憩いの場の整備

【施策の背景】

本市には多くの里山や森林があり、それらは健康、教育、福祉などのさまざまな分野で、住んでいる人と訪れる人の心に潤いを与えるとともに、自然災害の防止にも役立っています。

また、江合川や鳴瀬川などの河川や化女沼などの湖沼の水辺環境は、貴重な動植物の生態系をはぐくむとともに、治水や利水の機能も有しており、身近に自然と触れ合える市民の憩いの場として整備され、多くの市民に活用されています。

この豊かな自然と触れ合える恵まれた環境を上手に活用することで、より多くの市民に学びや癒しの機会を創出することが重要となります。

これからも、国や県、関係団体との連携を図りながら、自然環境の保全と管理体制の充実を図るとともに、学びや癒しの空間としての価値をさらに高めるための公園や緑地などを整備することが必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 自然と触れ合い、親しむ市民が増えている。
- 里山の保全と有効利用が図られている。
- 施設などが整備され、憩いの場として市民が気軽に利用している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 公園や緑地などの触れ合い、学び、憩える空間として価値向上に資する整備
2 市民と行政の協働による公園や緑地の維持管理
3 市民や NPO、都市住民など、多様な主体の参画できるシステムを構築し、都市農村交流や市民活動の場としての提供
4 親水・親雪事業などの自然を体験できる事業実施

【重点対象】

- ☆市民
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化 (2章4節)
- 快適な生活環境の保全・整備 (6章3節)

第3節 快適な生活環境の保全・整備

【施策の背景】

本市は、鉄道、高速道路などが整備され、交通の利便性が高い都市であるとともに、雄大な山並みを背景にした広大な平野の中に、居久根と家屋が点在し、とても魅力的な地域となっています。また、この良好な景観は、住み心地のよい居住空間として暮らしに潤いをもたらす、ふるさとへの誇りと愛着を与えています。

自然と共生する環境に配慮したまちづくりのためには、市街地の拡大を抑制しコンパクトなまちづくりを推進する必要があります。そのためには、都市計画マスタープラン、立地適正化計画などにより、それぞれの地域に合ったまちづくりを計画的に進めることとあわせて、空き地や空き家を有効的に活用するなど、本市への移住や定住を促進していくためにも、清潔で快適な生活環境の形成が必要となっています。

ライフラインである上下水道は、社会・産業活動を支えるとともに、日常生活に欠かすことのできないものです。

そのうち、上水道は、安全・安心な水の安定供給はもとより、災害時における速やかな給水体制の確保のため、施設や埋設管のより一層の強靱化が求められています。

一方、下水道は、公共用水域の水質を保全し生活環境を改善する上で、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業などをあわせた効率的な整備が必要となります。さらに、都市化による保水能力の低下から、降雨時における浸水被害が顕在化しており、自然と調和した排水施設の整備が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 風土に根差したふるさとの景観が守られ、継承されている。
- 良好な住環境が整備され、生活空間の快適性が高まっている。
- 災害時においても安定的に水道水が供給できる環境になっている。
- 汚水、生活雑排水や雨水が適切に処理され、生活環境が向上している。
- 移住、定住が促進されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域に合ったまちづくりの計画的な整備
2 魅力ある都市空間の整備
3 住み心地のよい環境衛生、環境美化の推進
4 安全・安心な水道水の安定供給を確保する計画的な整備
5 公共用水域の水質を保全し生活環境を改善する計画的な整備
6 浸水被害からまちを守る計画的な整備
7 空き家の適切な管理、有効活用の推進

【重点対象】

- ☆市民
- ☆関係団体
- ☆首都圏・仙台圏の住民
- ☆事業者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化 (2章4節)
- にぎわいのある商工業の振興 (4章3節)
- 身近に触れ合える憩いの場の整備 (6章2節)

第4節 地球に優しい循環型社会の実現

【施策の背景】

これまでのライフスタイルは、「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」を中心とした環境への負荷が高いものでした。その結果、地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題が発生しており、環境負荷の低減に向けた取り組みが一層求められています。

また、再生可能エネルギーの導入が進められ、国による再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の創設や東日本大震災の経験と教訓を踏まえた省エネルギー技術が進歩してきましたが、さらなる省エネルギー技術の普及と地産地消型のエネルギー利用が必要となっています。

今後は、これまでのライフスタイルを見直し、ごみ排出量の削減のための「3R(※)」の推進と、地産地消型の再生可能エネルギーの活用など、「低炭素・循環型社会」を築き上げることが急務となっています。

「低炭素・循環型社会」の構築には、行政や事業者が先導するだけでなく、市民一人一人が、常にこれまでのライフスタイルと環境負荷のかかわりについて考え、少しずつ着実に変えていくことが求められています。

さらに、子どもから大人、家庭、地域、学校、事業所に至るまで、環境の保全と負荷低減の推進に努めるとともに、さまざまな分野や年代に沿った環境教育の機会を創出し、限りある資源の有効活用と自然を大切に思う心を育て、環境を守っていくために何が必要かを考え、行動していく人材を育てていくことが大きな目標となっています。

【10年後の望ましい姿】

- 家庭及び事業所におけるごみの分別と「3R(※)」活動が徹底され、ごみの減量化が進んでいる。
- 地産地消型の再生可能エネルギーの利用による省エネルギー化と、節電効率の向上などにより、温室効果ガスの排出抑制に寄与している。
- 廃棄物が適正に処理され、清潔で快適な生活環境が形成されている。
- 地域と廃棄物処理施設が共存する環境創造都市が形成されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 市民と行政の協働による積極的な取り組み（「3R(※)」の推進）
2 組織の活動によって生じる環境負荷を低減し、環境の保全に役立つための組織的な取り組みの普及促進
3 もったいない運動の奨励及び生ごみの再利用の助成と有効活用
4 バイオマスや太陽光、温泉熱、小水力などの再生可能エネルギー技術及び省エネルギー技術の導入による地域資源とエネルギーの効率的利用の実践
5 環境教育プログラムの体系化、多様化と場の設置など教育環境の充実による意識の醸成
6 再生可能エネルギー技術の家庭や事業所への普及促進
7 廃棄物処理施設の周辺地域における環境整備と地域振興の促進

【重点対象】

- ☆事業所
- ☆個人
- ☆地域コミュニティ組織

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり（1章1節）
- 豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実（3章2節）

※ 3R…ごみを減らす（リデュース= Reduce）、再使用する（リユース= Reuse）、再利用する（リサイクル= Recycle）のこと。